

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置 (国税3)(法人税:義務、所得税:外) (地方税1)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附について、以下の2点を措置する。 ①法人からの寄附に係る指定寄附金化 ②個人からの寄附に係る税額控除と所得控除の選択制の導入
3	担当部局	高等教育局学生・留学生課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度
6	適用又は延長期間	平成26年度以降
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>日本人学生の海外留学については、2004年をピークに減少傾向にあるが、社会や経済がグローバル化し、日本企業等が世界に展開している中、個々の能力を高め、グローバル化した社会で活躍する人材を育成することは喫緊の課題である。一方で、海外留学における阻害要因の一つとして、留学費用等の経済的負担の問題が挙げられている。</p> <p>この留学費用等の経済的負担を軽減するためには、奨学金制度の充実が必要不可欠であり、本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「第2期教育振興基本計画」においても「意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する」としている。</p> <p>以上を踏まえ、日本人の海外留学促進のため、国費による支援のみでなく、企業や個人といった多様な幅広い方面からの民間資金を獲得するため、(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附を行い、社会全体できめ細かな留学支援を行う仕組みをつくり、日本人の海外留学の促進、グローバル人材の育成を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>2. 雇用制度改革・人材力の強化</p> <p>⑦グローバル化等に対応する人材力の強化</p> <p>世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増させる。</p> <p>○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与</p> <p>・高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標14 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標14-1 国際交流の推進</p>

		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外留学支援制度に係る(独)日本学生支援機構への民間寄附により、海外留学に対する経済支援を拡充し、日本人留学生の増加、グローバル人材の育成を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人に倍増させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 グローバル人材の育成を図るため、日本人の海外留学促進の必要性が高まっている一方、昨今の政府の厳しい財務状況を鑑みると、国費による支援には限界がある。 そのため、(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附について、社会全体で留学支援を行う仕組みをつくり、さらに、より多くの日本人学生を海外に留学させるために十分な規模の寄附金額を確保する必要があることから、法人及び個人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための税制措置を講じることが必要不可欠である。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	調整中
		②: 減収額	平成26年度 ▲90百万円
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度~平成32年度) 法人及び個人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための税制措置を講じることによって、社会全体で留学支援を行う仕組みをつくり日本人学生の海外留学の促進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(平成26年度~平成32年度) 日本人学生の海外留学を促進することにより、グローバル化した社会で活躍する人材の育成を図る。2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人に倍増させる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成26年度~平成32年度) 2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人への倍増が困難となる</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇) -</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	より多くの日本人学生を海外に留学させるためには十分な規模の寄附金額を確保する必要があり、そのためにも、法人及び個人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための当該措置は急務である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③: 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-